

別添 1 市原市養老川流域田淵の地磁気逆転地層の試料採取のための立入り等に関する条例（案）に対する御意見と市の考え方

番号	該当箇所	御意見	対応	御意見に対する市の考え方
1	第 1 条	「境界付近の地層が」→「境界付近に形成された地層が」 理由：地層そのものが時代を表しているわけではなく、ある時間に形成されたものが地層であるため	考慮します	御意見を踏まえ、文言の修正を行います。
2		「地層の堆積が視覚的に」→「地層の堆積面が視覚的に」 理由：地層は物質の堆積によって形成されるものなので、堆積する様子は現場では確認できないため	考慮します	御意見を踏まえ、文言の修正を行います。
3		研究者の内輪揉めに端緒を發した解決策に、本条例（案）が提案されることに反対します。市は、当事者との問題点解決に努力し、妥協点を見出すのが先決だと思う。その上で条例が制定されるのが道理である。	—	本条例案は、調査研究を促進し、もって市民の文化的向上に資するとともに、世界的な学術研究の進展に貢献することを目的としたものであり、必要なものと考えます。
4	第 2 条 第 1 号	国指定天然記念物対象区域は定量的数値28,500㎡が特定されています。条例案には36カ所の特定地域が明記されています。36カ所個別又は合計面積㎡数値を、例えば6,227㎡などと、対象地域面積定量的数値を特記記載しておいた方が良くと思います。	原案のとおり	本条例案では、面積数値を記載しなくとも地域の特정이可能であると考える。
5	第 2 条 第 2 号	「調査研究のため」→「学術的な調査研究および教育のため」 理由：博物館等で教育目的によって展示を行う場合が想定されるため	原案のとおり	本条例案では、世界的な学術研究の進展に貢献することを目的とする一方、所有者等の財産権に配慮し、認められる立入りは、調査研究のための試料採取のみに限定しております。なお、ご指摘の教育目的の試料採取については、同時に「調査研究のため」ともいえる場合には、本条例による立入りが可能と考える。
6	第 2 条 第 3 号	「調査者」の定義に、市の職員が帯同する可能性がある場合を想定し、「試料採取を行う者および、その帯同者」と追記してほしい。	原案のとおり	試料採取のために必要な同行者については、調査者と共に立ち入ることができると思います。
7	第 3 条	「調査研究の促進」→「学術文化や調査研究の促進」 理由：文化の発展寄与であるためという責務があると思われるため	原案のとおり	本条例案は、「調査研究の促進」のための条例であり、市の責務についてもその範囲としております。
8		市の施策には、文化庁や河川管理者等に許可申請や届出をスムーズに行えるように情報提供や助言を行うことも含まれるべき。	原案のとおり	御意見を踏まえ適切に対応してまいります。

番号	該当箇所	御意見	対応	御意見に対する市の考え方
9	第5条	示された案では立入りの時限・規模などが制限されておらず、また通告手段や所有者による問題の申し立て手続きも定められていない一方的な印象を与えるものとなっている。	考慮します	御意見を踏まえ、立入りの届出や所有者等への通知についての規定を追加します。
10		試料採取の目的以外は立ち入れないと理解されそうです。試料を採取しなくても、大学の野外実習や一般の観光客も見学できるということも、ご説明いただけるとありがたいと思います。	原案のとおり	本条例は、試料採取のための立入りについて規定しています。
11		正当な理由なくとは、どの様な場合を指すのか。曖昧な表現は所有者側に威圧的と受け止められる可能性がある。	原案のとおり	「正当な理由」とは、本条例による立入りが所有者等による土地利用に重大な損害を及ぼす場合に認められるものです。例えば、立入りの日時に所有者等がどうしてもその土地を利用する必要がある場合等が想定されますが、特定地域の大部分が山林や河川地域であることから、本条における「正当な理由」が認められるのはかなり例外的な場面に限られるものと考えられます。
12		文中にある「正当な理由なく」の「正当」がどのような内容であるかについて、ある程度具体的な事例を示した方が、「正当な理由」の拡大解釈を防ぐ上で有効ではないかと思えます。		
13		先祖からの土地が稀有な特定地域にあっても、所有者の権利で有効活用することは正当な理由であり、管理者はこれを拒み又は妨げられないと考える。	原案のとおり	本条例案は、所有者等の権利に十分配慮したうえで、調査者の立入りを妨げないことを求めるものであり、「正当な理由」が認められる場面は番号11、12で示したとおりです。
14		軽犯罪法第1条第32号「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者」との整合性についても条例内で説明されるとよいと思えます。	原案のとおり	本条例に基づき立ち入った場合には、「正当な理由がなくて入った者」に当たらず、軽犯罪法違反には該当しないものと考えます。
15		第4条で市民の責務として記載している内容は、市民でない所有者等も想定されるため、所有者等の責務にも記載する必要があると思えます。	原案のとおり	この条では所有者等の具体的責務を規定しています。
16		第6条	「保存に配慮して」→「保存や管理に配慮し、必要最低限の」理由：当然のことではありますが、認められた必要最低限にとどめるように規定しておいたほうがよいと思われるため	考慮します
17	調査者の責務として、「地域住民とトラブルにならない様に特段の配慮をしなければならない」を追記していただきたい。		原案のとおり	地域住民への配慮については、特定地域の環境への配慮に含まれるものと考えます。

番号	該当箇所	御意見	対応	御意見に対する市の考え方
18	第8条	無断で調査を実施した者に対する罰則も必要になると思います。	原案のとおり	特定地域において、無断で試料採取を行うことは、他の法令により規制されています。
19		過料5万円は妥当か。	—	威力を用いた妨害に限定した規定であり、他の条例等を勘案して妥当であると考えます。
20	全体	この条例がGSSP申請に向けての条例であれば、制定しない方が得策と思われます。市原市がGSSP申請のためにこの条例を制定し、現GSSP申請者に協力するのであれば、研究不正に加担することになり、将来市原市の責任が問われます。この条例が本当に必要かどうか、今一度検討していただきたいと思います。	—	本条例案は、調査研究を促進し、もって市民の文化的向上に資するとともに、世界的な学術研究の進展に貢献することを目的としたものであり、必要なものと考えます。

※ 条例案に対する賛否の結論だけを示したご意見、条例案文に対するご質問、条例案に関連の無いご意見やご質問、技術的修正を求めているご意見は公表しておりません。また、類似したご意見の概要とそれらのご意見に対する考え方は、まとめて公表しております。